

一般送配電事業者による 非公開情報の漏えい事案について 【報告事項】

第81回 制度設計専門会合 事務局提出資料

2023年1月30日



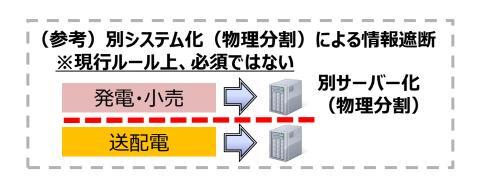
1. 一般送配電事業者による非公開情報の情報漏えい事案(経緯)

- ●2000年3月の特別高圧の自由化後、自由化範囲を段階的に拡大。2016年4月から低圧部門も含めた小売全面自由化を実施。さらに、小売部門の公平な競争を促進するため、2003年以降、送配電部門への規制を導入。
- ●送配電部門の中立性確保を更に徹底するため、2020年4月に、送配電部門の発電・小売部門からの分社化(法的分離)を義務づけるとともに、行為規制遵守のための体制整備※を義務づけ。
 ※情報システムを発電・小売等と共有する場合、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること。等
- ●こうした中、<u>昨年末、関西電力送配電から託送業務で知り得た新電力の顧客情報が関西電力側</u> から閲覧可能になっており、多数の関西電力社員・委託先から閲覧可能になっているとの一報が あった。

電気事業法上、一般送配電事業者に求められる情報管理

●情報システムを発電・小売等と共有する場合、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること。等

アクセス制御 (論理分割) による情報遮断 アクセス制御 (論理分割) システムを共用して いるが、一部データ には発電・小売から アクセスできないよう にする



1. 一般送配電事業者に対する行為規制(情報システムの適正な管理等)

第23回制度設計専門会合 資料3一部加工(2017年10月26日)

- 現行の電事法においても、送配電部門の中立性を確保するための措置として、情報の目的外利用・提供の禁止が規定されている。(禁止行為)
- これに加えて、情報を適正に管理する体制の整備を義務付けるのは、競争関係に影響を与えるおそれのある送配電業務に関する情報が発電・小売電気事業者等に流出することをより確実に防止するため、そのおそれがある状況が生じないようにするもの。
- このような観点から、以下のような措置を求めることが適当ではないか。
- ○競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売電気事業者等に流出するおそれがあると考えられる 状況
 - 送配電事業者と発電・小売電気事業者等が執務室を共用・隣接している場合において、書類の持ち出し・閲覧、音漏れ等によって情報が流出
 - 送配電事業者と発電・小売電気事業者等間で情報システムが共用されアクセス制限が不十分な場合に、送配電側のシステム にアクセスされ情報が流出

競争関係に影響を与えるおそれがある送配電業務に関する情報が発電・小売電気事業者等に流出するおそれが 生じないよう、以下の情報管理体制の整備を求めることが適当。

- ① 建物を共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- ② 情報システムを発電・小売等と共有する場合には、アクセス制限、アクセス者の識別等の措置を講ずること (情報システムの論理的分割等)
- ③ 情報の適正な管理に係る規程の整備※1、情報管理責任者の設置※2、従業者の教育など、情報を安全に 管理するために必要な措置を講じること
- ※1:情報の適正な管理に係る規程には、送配電業務に関する情報を発電・小売等に提供する際には適切に情報を符号化することや、漏えい時の対応などを含める。
- ※2:情報管理責任者には取締役等を充てることとする。

1. 一般送配電事業者に対する行為規制(参考条文)

●一般送配電事業者に対する義務について、電気事業法第23条、第23条の4に規定

(一般送配電事業者の禁止行為等)

- 第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の使用者に関する情報(電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない情報として経済産業省令で定めるものを除く。)を当該業務及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第二条第五項又は第二条の七第一項に規定する特定契約又は一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気特措法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
 - 二 その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者(第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。)と取引を行ってはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定 関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する おそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 4 一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島等供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者にこれらの業務を委託してはならない。 ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 一般送配電事業者は、その特定関係事業者である小売電気事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者からその営む小売電気事業、発電事業 又は特定卸供給事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で 定める場合は、この限りでない。
- 6 経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

(電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等)

- 第二十三条の四 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 2 一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

1. 一般送配電事業者に対する行為規制(参考条文)

●特定関係事業者に対する義務について、電気事業法第23条の3に規定。

(一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等)

第二十三条の三 一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文、第四項本文若しくは第五項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。
- 二前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

【参考1】西村経済産業大臣の記者会見概要

● 本年1月23日の閣議後記者会見において、西村経済産業大臣は、情報漏えい事案についての 受け止めを問われ、以下のように発言。

2023/1/23 閣議後記者会見

○西村経済産業大臣

顧客情報の適切な管理、そして小売への情報遮断、これは正に一般送配電事業者の電気事業法上の義務であり、中立性、公正性の土台であります。その中で、一般送配電事業者の保有する顧客情報が不適切に閲覧されたとされます今回の事案は、小売電気事業者の公正な競争を揺るがしかねない、極めて遺憾であります。

こうした状況を受けまして、電力・ガス取引監視等委員会におきまして、関係事業者に対しまして、 電気事業法に基づく報告徴収を実施をしております。と同時に、他の事業者に対しても、類似案件、 類似事案の有無、情報管理の状況について緊急点検指示を出しているところであります。

それぞれの事案については、電力・ガス取引監視等委員会が現在詳しく調査中でありますので、現時点で予断を持つことなく、委員会の調査結果を踏まえて適切に対応していきたいと考えております。 (中略)

正に今回の事案はですね、中立性、公正性を揺るがしかねないものであると、大変遺憾に感じております。その上で現在、電力・ガス取引監視等委員会において事業者に対する報告徴収等を実施をしております。今後、同委員会の調査結果も踏まえてですね、正に一般送配電事業の中立性の確保、これに関して必要な対応を検討していきたいと考えております。

2. 電力・ガス取引監視等委員会からの緊急点検指示

●情報漏えい事案を受け、1月13日、一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対して、 電力・ガス取引監視等委員会委員長名にて情報管理体制等の緊急点検を求め、1月27日まで の状況報告を求めた。

)一般送配電事業者に対する緊急点検指示(概要)

- ●託送業務システムの利用ログの解析、利用ログを定期的に解析できる体制の構築
- ●新電力の顧客に係る情報にアクセス可能なPC端末の管理状況の確認
- ●行為規制に対する社員周知・研修の緊急実施
- ●物理的隔絶及び情報遮断の具体的方法の報告
- ●非常災害時対応業務の委託に関する対応

等

関連みなし小売電気事業者に対する緊急点検指示(概要)

- ●一般送配電事業者が管理する託送システムを通じて新電力の顧客情報を閲覧したことがある社員等の 有無についての確認
- ●行為規制について、みなし小売電気事業者の視点から留意すべき事項を整理し、社員に対する周知・研修の緊急実施
- ●非常災害時対応業務の受託に関する対応

等

※12月27日には、電力・ガス取引監視等委員会事務局から、関西電力送配電・関西電力以外の一般送配電事業者及びみなし小売り事業者に対して、利用ログの解析や新電力顧客情報を閲覧したことがある社員の有無の確認を含む、類似案件の調査を求めた。

3. 電力・ガス取引監視等委員会における対応状況について

- 本日(1月30日)時点で、電力・ガス取引監視等委員会より、各情報漏えい事案の発覚を受け、 以下の一般送配電事業者及び関連小売電気事業者に対して、電気事業法に基づく報告徴収等 を実施。※関西電力送配電及び関西電力に対しては、立入検査を実施。
- 電力・ガス取引監視等委員会(本委員会)の検討を踏まえ、今後の対応を判断。

事案概要

報告徵収※1等※2

今後の対応

関西電力送配電

関西電力(小売部門)

・両社併用の託送システムのアクセス制限の不備により、新電力の顧客に係る非公開情報が、多数の関西電力社員により閲覧されていたもの。

• 2022年12月27日(火):報告徵収実施

- 2023年1月13日(金) :**回答受領**
- 2023年1月24日~25日に立入検査を実施 (関西電力送配電本店及び関西電力本店(大阪市))

報告徴収の回答や立入検査の情報を 精査し、電力・ガス取引監視等委員 会(本委員会)において追加調査や 調査結果を踏まえた対応を議論

東北電力NW

東北電力(小売部門)

・新電力の顧客に係る非公開情報が、東北電力ネットワークの端末管理の不備を通じて、小売電気事業を営んでいる東北電力の営業所内で閲覧可能な状態になっており、東北電力の社員から閲覧されていたもの。

• 2023年

1月13日(金): 報告徴収(第1弾)実施 1月18日(水):1月16日に実施した現地調査

を踏まえ、報告徴収 (第2弾) 実施

1月27日(金):回答受領

報告徴収の回答を精査し、電力・ガス 取引監視等委員会(本委員会)に おいて追加調査や調査結果を踏まえた 対応を議論

九州電力送配電

九州電力(小売部門)

・新電力の顧客に係る非公開情報が、九州電力送配電が小売電気事業を営んでいる九州電力に貸与又は利用可能な状況に置いていた端末から日常的に閲覧されていたもの。

• 2023年1月18日(水):報告徵収実施

(2月3日(金) 〆切)

報告徴収の回答受領を待って、電力・ ガス取引監視等委員会(本委員 会)において追加調査や調査結果を 踏まえた対応を議論

四国電力送配電

四国電力(小売部門)

・非常災害時に顧客対応等を行うために四国電力に付与しているアクセス権限を用いて、四国電力が、非常用災害業務以外で顧客情報を閲覧していたもの。

• 2023年1月20日(金):**報告徴収実施**

(2月3日(金) 🗸 切)

報告徴収の回答受領を待って、電力・ ガス取引監視等委員会(本委員 会)において、必要に応じ追加調査や 調査結果を踏まえた対応を議論

中部電力PG

中部電力ミライズ

・新電力の顧客に係る非公開情報が、中部電力パワーグリッドと中部電力ミライズが共用している託送業務システムにおいて、一部画面のアクセス制限の不備により中部電力ミライズ側で閲覧可能となっており、実際に閲覧されていたもの。

• 2023年1月27日(金):報告徵収実施

(2月10日(金) 〆切)

報告徴収の回答受領を待って、電力・ ガス取引監視等委員会(本委員 会)において追加調査や調査結果を 踏まえた対応を議論

※1:報告徴収は電事法第114条第1項の規定により委任された法第106条第3項の規定による権限

※ 2:立入検査は電事法第114条第1項の規定により委任された法第107条第2項の規定による権限

【参考】電力・ガス取引監視等委員会としての措置に関する規定

<報告徴収関連>

(報告の徴収)

第百六条 主務大臣は、第三十九条、第四十条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電工作物」という。)を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保安に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定によるもののほか、同項の規定により原子力発電工作物を設置する者に対し報告又は資料の提出をさせた場合において、原子力発電工作物の保安を確保するため特に必要があると認めるときは、第三十九条、第四十七条、第四十七条、第四十九条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、当該原子力発電工作物の保守点検を行つた事業者に対し、必要な事項の報告又は資料の提出をさせることができる。
- 3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。 4~13 (略)

<報告徴収関連>

(立入検査)

第百七条

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 1 1 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 12~17 (略)
- 18 第一項から第十項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに同条第十三項並びに<u>第百七条第二項</u>及び第六項、同条第九項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに同条第十項の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

- 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第九項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。
- **3** 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。
- 4 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限(第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)の一部を経済産業局長又は 産業保安監督部長に委任することができる。
- 5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。
- 6 前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

4. 緊急点検指示に対する各社からの報告

- 電力・ガス取引監視等委員会委員長名での緊急点検指示に対し、1月27日に各社からの回 答を受領。
- 既に報告徴収等を実施した5件以外についても、今後、事実関係を精査の上、電力・ガス取引 監視等委員会の検討を踏まえ、必要に応じて適切に対応。

	報告事項
北海道電力ネットワーク	・問題なし
北海道電力(小売部門)	
東京電力パワーグリッド 東京電力エナジーパートナー	・問題なし
北陸電力送配電 北陸電力(小売部門)	・北陸電力送配電の従業員以外の者が新電力顧客情報にアクセスした事実は無し。なお、FIT区分が「送配電買取」 である需要家の契約者名が小売側から閲覧可能な画面に一時的に表示されていたことが判明した。
	・災害時対応のために新電力顧客も含めて契約者名、電話番号等を中国電力(コールセンター)に閲覧可能としていたが、災害時以外に中国電力(コールセンター)が閲覧していた。

中国電力ネットワーク

中国電力

- いたか、災害時以外に中国電力(コールセンター)か閲覧していた。
- ・営業システムの一部画面においてマスキングが漏れており、中国電力の一部社員が、新電力顧客情報(契約者名、 住所、電話番号)を閲覧できる状態になっていた。
- ・システム障害時等にバックアップとして使用するシステムにおいて、中国電力(コールセンター)でも新電力顧客情報 を閲覧可能とする仕組みになっていたところ、中国電力(コールセンター)で非公開情報に常時アクセス可能な状態で あることを確認した。

沖縄電力 (託送供給等部門)

沖縄電力 (小売部門)

・新設の需要地点に関する情報(契約者名、連絡先)の符号化が漏れており、小売側に閲覧可能な状態となって いた。

5. 今後の方針について

- 今後、各事案については、報告徴収及び立入検査の結果得られた回答を精査し、電力・ガス取引監視等委員会(本委員会)において、追加調査や調査結果を踏まえた対応を議論。
- 確認された事実関係を踏まえ、制度面への示唆については、本委員会の方針を踏まえ、 随時、制度設計専門会合においても報告し議論をいただく。